

ワークサポート杉並 だより

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://sugi-jigyodan.or.jp/>

職員推奨者表彰を受けました

ワークサポート杉並より、ゆうせいチャレンジド株式会社に就職された千田正和さんが、平成27年7月29日に日本郵便株式会社本社において、ゆうせいチャレンジド株式会社 勝野成治社長より、職員推奨者表彰を受けました。（写真①）

千田さんは平成23年に渋谷支店に就職し、以来局内清掃を中心に業務に励み、現在はリーダーとして他の5人のメンバーと業務に取り組んでいます。また、千田さんは指導力が高く、特別支援学校等からの実習生へのきめ細かい指導は好評をえており、本年6月にはワークサポート杉並に通所している訓練生に対しても清掃研修を行い、参加した訓練生から次回開催を要望されるほどでした。（写真②） そのような日頃の活動が、職場で指導してくださる担当コーチやシニアコーチに評価され、今回の推奨の対象となり表彰に至りました。日頃の取り組みが評価されたことについて、ご本人から「大変嬉しいです。これからはがんばります。」との決意を込めた言葉を聞くことができました。千田さんの益々のご活躍を期待しております。



写真 ①



写真 ②



ワンポイント豆知識

合理的配慮とは

合理的配慮（ごうりてきはいりょ）とは、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合の負担になり過ぎない範囲の、社会的障壁を取り除くために必要な配慮のことです。

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び事業者の合理的配慮の提供義務が平成28年4月から施行（注）されることとなりました。合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のものであり、その提供について全ての事業主に責務が生じる事となります。

合理的配慮の具体的な例として、以下のようなものがあります。（例示）

- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害）
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）

（注）同時期に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障害者への「不当な差別的取扱い」が禁止されるとともに、障害者に対し「合理的配慮」を行うように努めなければならないものとされています。

（参考：厚生労働省HP）

ハローワーク新宿専門援助第二部門の精神障害者 雇用トータルサポーターをご存知ですか？

ハローワーク新宿専門援助第二部門への取材をさせて頂き、精神障害者雇用トータルサポーターについてご紹介させていただきます。

精神障害者雇用トータルサポーターは、相談業務以外にも企業の意識啓発、就職後のフォローアップなどをおこない精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援をおこなっています。そのため就業相談は勿論の事、社会資源の説明や必要な場合には関係機関へのご紹介をしています。また、就労後の支援もおこなっています。

精神障害者雇用トータルサポーターとの相談は、予約制になっており、障害者手帳未取得者でも可能となっています。主な対象者としては、就職を希望しているが、病状が不安定な方、生活のベースが安定していない方、主治医の意見書で週20時間以上の就労が難しい方などで、ハローワーク以外の支援機関の援助が得られていない方になります。

ワークサポート杉並の就労支援とは 第3回「職場体験実習」について

第3回目は「職場体験実習」について説明します。

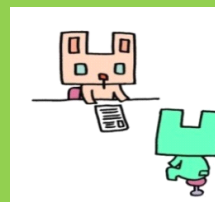
登録後に体験実習を希望している方に機会を提供しています。

職場体験実習には、体験のみの実習と雇用の可能性がある実習とがあります。

前者は、就労経験が無い方や今までと異なった職種を体験しイメージ作りをしたい方向け、後者は、就職活動していく中で採用までの間に体験実習をおこない企業の業務内容・職場環境・配慮事項などを実際に体験し就労後のイメージを作りたい方向けです。

職場体験実習のメリットには、体験することで様々な不安を払拭し、今後に向けて自信や実感を得ていく事にあると思います。

職場体験実習にご興味がある方は、ワークサポート杉並の面談で詳しくご説明させていただきます。



就職しました。(6・7・8月)

事務補助(軽作業含む)	5名	施設管理	1名
営業事務	1名	バックヤード	2名
調理補助	2名	運転助手	1名

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。